

○セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン

1. はじめに

セクシュアル・ハラスメントとは、「本人の意図とは関係なく、相手に不快と思われる性的な言動で、人間としての尊厳性、すなわち人格を傷つけ、人権を侵害すること、また相手の対応によって学習上の不利益を与えたり、学習環境を悪化させること」を言います。大学には様々な人間関係が成立しています。従って、性に関する言動の受け止め方には、性別、立場、個人によって差があります。セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、受け止める側の判断が重要とされます。一人一人がセクシュアル・ハラスメントについて共通の認識を持ち、快適な大学環境作りに努めなければなりません。大学にはセクシュアル・ハラスメントを許しません。

2. 「セクシュアル・ハラスメント」の具体例

例えば、相手が嫌がるにもかかわらず意図的に、「相手の体に触る」「性的なうわさを流す」「性的体験を聞いたり、話したりする」「しつこく食事やデートに誘う」「身体的特徴を話題にする」等です。

3. もし被害を受けた場合は？

一人で悩まず、相談員へいつでも気軽に相談して下さい。電話、手紙でも結構です。（手紙の場合は氏名、連絡先等を明記して下さい。）自分を責めたり、我慢したりする必要はありません。また、両キャンパス学生支援室では常時相談に応じています。

文京キャンパス

〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
(03) 3947-7178

八王子国際キャンパス

〒193-0985 東京都八王子市館町8-1-1
(042) 665-1449

4. 発生時の対応

- ①相談員は相談者自身に不利益を生じないこと、相談内容についての秘密保持を伝える。
- ②相談員は相談内容を記録する。
- ③相談者の選択により相談員の交代あるいは複数で対応する。
- ④相談員は相談者の同意を得て、学生センター長へ報告すると共に事実関係の調査を行う。
- ⑤学生センター長は調査の結果に基づき必要に応じて学生・学寮委員会（現：学生委員会）を開催する。
- ⑥処分にあたっては、「学生処分に関する内規」を適用する。
- ⑦相談員は相談事項が解決、完了するまで対応する。（訴訟になる場合もある。）

5. 学生への広報活動

現在行っているキャンパス・ライフ、学報、学生支援室（学生相談）案内、学生との各種会議等に於いて継続して周知徹底を計る。

以上